

## 新見市オリジナル I C O C A 加盟店規約

### (総則)

第1条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店規約は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店が、利用者との取引代金の決済に関して電子マネー及び地域ポイント取引を利用する場合の、新見市オリジナル I C O C A 加盟店と一般社団法人新見市観光協会（以下「協会」という）との間の契約関係（以下、「本規約」という）につき定めるものです。

### (用語の定義)

第2条 本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。

1 「新見市オリジナル I C O C A 加盟店」とは、協会が I C O C A 電子マネー及び地域ポイント取引に係る加盟店として指定した店舗等であって、本規約を承認のうえ、協会に加盟を申し込み、協会が加盟を承認した者をいいます。

2 「I C O C A 電子マネー」とは、発行者が I C カード等に記録される金額に相当する対価を得て、西日本旅客鉄道株式会社（以下「J R 西日本」という）の定める方法で I C カード等に記録した金銭的価値をいいます。

3 「地域ポイント」とは、協会が発行する新見市内の加盟店でのみ利用が可能な I C カード等に記録されたポイントで、協会が定める方法で情報処理センター等に記録した発行日から最大 6 か月間の有効期限を持った金銭的価値をいいます。

4 「I C カード等」とは、利用者が I C O C A 電子マネー及び地域ポイントを保管・利用するための、I C チップを内蔵する I C O C A ロゴが付されたカード等の情報記録媒体をいいます。

5 「発行者」とは、I C O C A 電子マネーを発行する J R 西日本及び地域ポイントを発行する協会をいいます。

6 「利用者」とは、発行者が別に定める「I C O C A 電子マネー取扱約款」、または発行者以外の者が定める他社発行電子マネーに関する取扱規則に同意し、かつ協会が定める「地域ポイント利用規約」に同意し、I C O C A 電子マネー及び地域ポイントを利用する者をいいます。

7 「チャージ」とは、発行者の定める方法で I C カード等に I C O C A 電子マネーを積み増しすることをいいます。

8 「新見市オリジナル I C O C A 端末」とは、J R 西日本の定める仕様に合致し、I C O C A 電子マネー、地域ポイント、他社発行電子マネーの読取り、引去りおよび J R 西日本が特に認めた場合は書込みをすることができる機器（リーダ・ライター）（以下「端末」という）で、協会から新見市オリジナル I C O C A 加盟店に、設置および利用が許され、かつ新見市オリジナル I C O C A 加盟店が I C O C A 電子マネー及び地域ポイントに関するシステムの円滑な運営のために管理する端末をいいます。

9 「移転」とは、ネットワーク、新見市オリジナル I C O C A 端末等を媒介することにより、

情報記録媒体に記録されている一定額の I C O C A 電子マネー及び地域ポイントを引去り、発行者の電子計算機、I C カード等または I C O C A 端末に同額の I C O C A 電子マネー及び地域ポイントが積み増しされることをいいます。

10 「電子マネー取引」とは、利用者が新見市オリジナル I C O C A 加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務（以下「商品等」という）を購入しまたは提供を受ける際に、金銭等に換えて I C O C A 電子マネーまたは他社発行電子マネーを新見市オリジナル I C O C A 加盟店の新見市オリジナル I C O C A 端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。

10 の 2 「地域ポイント取引」とは、利用者が新見市オリジナル I C O C A 加盟店より、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品または役務（以下「商品等」という）を購入しまたは提供を受ける際に、金銭等に換えて地域ポイントを新見市オリジナル I C O C A 加盟店の新見市オリジナル I C O C A 端末に移転して商品等の代金を支払う取引をいいます。

11 「偽造」とは、発行者の承認を受けずに複製等により、I C O C A 電子マネー及び地域ポイントと同様または類似の機能を持つ電子的情報を作成することをいいます。

12 「変造」とは、発行者の承認を受けずに I C O C A 電子マネー及び地域ポイントに変更を加え、元の I C O C A 電子マネー及び地域ポイントと内容が異なり、かつ I C O C A 電子マネー及び地域ポイントと同様または類似の機能を有する電子的情報を作成することをいいます。

13 「他社発行電子マネー」とは、J R 西日本と相互利用契約を締結した事業者が、情報記録媒体に記録される金額に相当する対価を得て、当該情報記録媒体に記録した金銭的価値をいう。

（新見市オリジナル I C O C A 加盟店）

### 第 3 条

1 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、前条に定める電子マネー及び地域ポイント取引を行う店舗又は施設（以下「新見市オリジナル I C O C A 取扱店舗」という）について、あらかじめ協会に所定の書面をもって申請し、協会の承認を得るものとします。協会は当該指定を承認した場合、新見市オリジナル I C O C A 加盟店番号を付与します。申請内容について変更を行う場合も同様とします。また、新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、加盟店において I C O C A 電子マネー及び地域ポイント取引を中止又は終了する場合、あらかじめ協会に所定の様式の書面をもって申請し、協会の承認を得るものとします。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、すべての新見市オリジナル I C O C A 取扱店舗内外の利用者の見やすいところに協会所定の新見市オリジナル I C O C A 加盟店標識等を掲示するものとします。

3 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、協会から電子マネー及び地域ポイント取引に関する資料の請求があった場合、遅滞なくその資料を提出するものとします。

4 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、発行者と利用者との契約関係を承認し、I C O C A 電子マネー、地域ポイント及び他社発行電子マネーに関するシステムの円滑な運営および、I C O C A 電子マネー及び地域ポイント取引の普及向上に協力するものとします。また新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、協会より I C O C A 電子マネー及び地域ポイントの利用促進施策およびこれにかかわる掲示物設置等の要請を受けた時は、これに応じるものとします。

5 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、発行者およびそれらの委託先が、I C O C A 電子マネー及び地域ポイントの利用促進のために、新見市オリジナル I C O C A 加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体などに新見市オリジナル I C O C A 加盟店の名称、標章および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

6 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、電子マネー及び地域ポイント取引に関する情報、新見市オリジナル I C O C A 端末その他の付帯設備、及び新見市オリジナル I C O C A 加盟店標識等を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、これらを第三者に使用させてはならないものとします。

7 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は電子マネー及び地域ポイント取引の運用にあたり関連諸法規を遵守するものとします。

8 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、I C O C A 電子マネー取扱約款及び地域ポイント利用規約の記載内容を承認し、これに従い利用者と電子マネー及び地域ポイント取引を行うものとします。

9 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、本規約に定める義務等を新見市オリジナル I C O C A 加盟店の従業員、その他新見市オリジナル I C O C A 加盟店の業務を行う者に遵守させるものとします。

10 協会は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店の従業員、その他新見市オリジナル I C O C A 加盟店の業務を行う者が、電子マネー及び地域ポイント取引に関連して行った行為は、すべて当該新見市オリジナル I C O C A 加盟店の行為とみなします。

11 新見市オリジナル I C O C A 加盟店が本規約及び I C O C A 電子マネー取扱約款又は他社発行電子マネー取引者向けの約款及び地域ポイント利用規約に定める手続きによらず電子マネー及び地域ポイント取引を行った場合には、新見市オリジナル I C O C A 加盟店はその一切の責任を負うものとします。

12 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、協会が、電子マネー及び地域ポイント取引の安全化措置について改善が必要と判断し、改善を求めた場合には、これに従うものとします。

13 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、本条第 1 項に基づく協会の承認に加え、I C O C A 電子マネー取引に関しては、別途 J R 西日本の承認を得るものとします。

14 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、新見市オリジナル I C O C A 端末について紛失・盗難の事実が判明した場合、速やかに協会に連絡をするものとします。

15 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、本規約により認められている場合および協会の事前の書面による承諾を得た場合を除き、協会および J R 西日本の商号、商標、標章その他の商品又は営業に関する一切の表示（以下「協会等の表示」という）および協会等の表示と誤認、混同を生じさせる表示を使用しないものとする。

（費用負担等）

#### 第 4 条

新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、電子マネー取引及び地域ポイント取引にかかるシステム費用および端末利用料等について、利用申込書面に記載の金額を負担するものとする。

(届出事項の申請・変更)

## 第5条

1 新見市オリジナルICOCA加盟店は、名称・商号・代表者名・所在地・電話番号・店舗等及び電子マネー取引精算金の振込指定金融機関口座その他必要な事項(以下、これらの事項を併せて「申込者情報」という。)を、予め協会に、協会が別途定める書面により届け出るものとする。また、申込者情報に変更が生じた場合には、直ちに協会が別途定める所定の書面をもって協会へ届け出を行い、協会の承認を得るものとする。

2 新見市オリジナルICOCA加盟店は、店舗等に関し、その名称、住所、電話番号、代表者名及び取扱う商品又はサービスの内容等、その他必要な事項(以下、これらの事項を併せて「店舗情報」という。)を、協会が別途定める書面により事前に協会に届け出を行い、協会の承認を得るものとする。

3 前二項の届け出がないために、協会からの通知若しくは送付書類、決済代金が延着し、又は到着しなかった場合には、協会は通常到着すべき時に新見市オリジナルICOCA加盟店に到着したものとみなすことができるものとする。

4 新見市オリジナルICOCA加盟店は、店舗等が改装等の理由により営業を休止する場合、その期間等に関して予め協会に届け出るものとする。

(地位の譲渡等)

第6条 新見市オリジナルICOCA加盟店は、本規約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 新見市オリジナルICOCA加盟店は、新見市オリジナルICOCA加盟店の協会に対する債権を第三者に譲渡し、貸与し又は一切の担保に供しないものとします。

3 協会は、JR西日本が承諾した場合、本規約上の全ての地位を第三者に譲渡することができるものとし、新見市オリジナルICOCA加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

(業務の委託)

第7条 新見市オリジナルICOCA加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。

2 前項にかかわらず、協会が事前に承認した場合には、新見市オリジナルICOCA加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。

3 前項により協会が業務委託を承認した場合においても、新見市オリジナルICOCA加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した業務代行者が委託業務に関連して協会または発行者に損害を与えた場合、新見市オリジナルICOCA加盟店は業務代行者と連帯して協会または発行者の損害を賠償するものとします。

4 新見市オリジナルICOCA加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に協会に申し出、協会の承認を得るものとします。

5 協会は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、新見市オリジナルICOCA加盟店の承諾を得ることなく業務代行者に委託することができるものとします。

#### ( I C O C A 電子マネー取引)

第8条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、利用者から I C カード等の提示により電子マネー取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に店舗等において電子マネー取引を行うものとしします。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、提示された I C カード等について新見市オリジナル I C O C A 端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該 I C カード等の提示者に対して電子マネー取引を行ってはならないものとしします。

3 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できる I C カード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合は電子マネー取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を協会の指定する連絡先に連絡するものとしします。

4 I C O C A 電子マネー取引においては、利用者の I C カード等から新見市オリジナル I C O C A 端末に、商品等の代金額に相当する I C O C A 電子マネーの移転が完了した時点で、移転した I C O C A 電子マネー相当分の利用者の新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対する代金債務を J R 西日本が免責的に引き受け、その後直ちに、協会が当該代金債務を J R 西日本から免責的に引き受けるものとしします。

5 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、I C O C A 電子マネー取引を行うにあたっては、新見市オリジナル I C O C A 端末および当該端末を接続する機器により取引代金の入力、新見市オリジナル I C O C A 端末による I C O C A 電子マネーの移転を行うものとしします。この時新見市オリジナル I C O C A 加盟店は利用者に対し、取引代金および I C O C A 電子マネーの残額の確認を求め、その承認を得るものとしします。

6 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、1 回の電子マネー取引を、2 枚以上の I C カード等により行うことはできないものとしします。なお利用者の I C カード等の新見市オリジナル I C O C A 電子マネーの残額が取引代金に満たない場合は、協会が特に認めた場合を除き、現金、地域ポイントその他の支払い方法により不足分の決済を行うものとしします。

7 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、電子マネー取引を行うことができないことをあらかじめ承認するものとしします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも協会は責を負わないものとしします。

8 新見市オリジナル I C O C A 加盟店が I C O C A 電子マネー取引の売上として利用者の I C カード等から引去ることができる I C O C A 電子マネーは、当該電子マネー取引において提供される商品等の代金額に相当する額(税金・送料等を含む)のみとし(ただし、本条第6項による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く)、現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとしします。また、I C O C A 電子マネー取引に際し、I C O C A 電子マネーのチャージと移転をみだりに複数回繰り返すこと等もできないものとしします。

#### (他社発行電子マネー取引)

第8条の2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、J R 西日本が指定した他社発行電子マネーを使った取引(以下「他社発行電子マネー取引」という)を希望する者(以下「他社発行電子

マネー取引者」という) から他社発行電子マネーの情報記録媒体の提示により他社発行電子マネー取引を求められた場合には、正当かつ適法に店舗等において他社発行電子マネー取引を行うものとしします。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、他社発行電子マネー取引者が他社発行電子マネーの情報記録媒体を提示した場合には、他社発行電子マネーに係る他社発行電子マネー取引者向けの約款に従い、電子マネー取引を行うものとしします。

3 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、他社発行電子マネー取引が行われた場合において、他社発行電子マネー取引者の情報記録媒体から新見市オリジナル I C O C A 端末に対し、商品等の代金に相当する他社発行電子マネーの移転が完了した時点で、他社発行電子マネーの発行者が他社発行電子マネー取引者の新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対する代金債務を免責的に引き受け、その後直ちに、協会が当該代金債務を当該発行者から免責的に引き受けるものとしします。

4 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、他社発行電子マネー取引、前項により協会が引き受けた代金債務の精算その他他社発行電子マネーの取扱いにつき、協会が別途指定した場合及び本規約に他社発行電子マネーに関する記載がある場合を除き、前条に定める I C O C A 電子マネー取引、その他本規約の規定に準じてその取扱いを行うものとしします。

#### (地域ポイント取引)

第 8 条の 3 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、利用者から I C カード等の提示により地域ポイント取引を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法に店舗等において地域ポイント取引を行うものとしします。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、提示された I C カード等について新見市オリジナル I C O C A 端末に無効である旨の表示がなされた場合には、当該 I C カード等の提示者に対して地域ポイント取引を行ってはならないものとしします。

3 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、明らかに偽造、変造若しくは破損と判断できる I C カード等を提示された場合、または明らかに不正使用と判断できる場合は地域ポイント取引を行ってはならないものとし、直ちにその事実を協会の指定する連絡先に連絡するものとしします。

4 地域ポイント取引においては、利用者の I C カード等から新見市オリジナル I C O C A 端末に、商品等の代金額に相当する地域ポイントの移転が完了した時点で、地域ポイント相当分の利用者の新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対する代金債務を J R 西日本が免責的に引き受け、その後直ちに、協会が当該代金債務を J R 西日本から免責的に引き受けるものとしします。

5 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、地域ポイント取引を行うにあたっては、新見市オリジナル I C O C A 端末および当該端末を接続する機器により取引代金の入力、新見市オリジナル I C O C A 端末による地域ポイントの移転を行うものとしします。この時新見市オリジナル I C O C A 加盟店は利用者に対し、取引代金及び地域ポイントの残額の確認を求め、その承認を得るものとしします。

6 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、1 回の地域ポイント取引を、2 枚以上の I C カード等により行うことはできないものとしします。地域ポイントの残額が取引代金に満たない場合は、現金、電子マネーその他の支払い方法により不足分の決済を行うものとしします。

7 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、地域ポイント取引を行うことができないことをあらかじめ承認するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも協会は責を負わないものとします。

8 新見市オリジナル I C O C A 加盟店が地域ポイント取引の売上として利用者の I C カード等から引去ることができる地域ポイントは、当該地域ポイント取引において提供される商品等の代金額に相当する額（税金・送料等を含む）のみとし（ただし、本条第 6 項による取引の場合に現金その他の支払い方法により決済した額を除く）、現金の立て替えおよび過去の売掛金の精算等を含めることはできないものとします。

#### （差別的取扱いの禁止・協力義務）

第 9 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、本条第 2 項に定める場合を除き、正当な理由なく利用者との電子マネー及び地域ポイント取引を拒絶したり、直接現金払いやその他の支払い手段等の利用を要求したり、それらの利用の場合と異なる代金を請求したり、電子マネー及び地域ポイント取引によらない一般の顧客より不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、以下に定める内容の電子マネー及び地域ポイント取引を行わないものとします。

- (1) 公序良俗違反の取引
- (2) 法律上禁止された商品等の提供
- (3) 有価証券および金券の取扱い
- (4) その他協会が不相当と判断する取引

3 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、協会から、利用者の I C O C A 電子マネー及び地域ポイント取引の使用状況などの調査の要請があった場合、これに応じるものとします。

4 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、利用者から電子マネー、地域ポイントおよび商品等に関し、苦情、相談を受けた場合 や、新見市オリジナル I C O C A 加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合、または、利用者、関係省庁その他の行政機関等から本条第 2 項に違反する旨の指摘・指導等を受けた場合には、新見市オリジナル I C O C A 加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

5 新見市オリジナル I C O C A 加盟店と利用者との間で前項に定めるトラブルが発生した場合、協会は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対し当該トラブルに関して調査を行うことができるものとします。なお、新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、協会が行う調査に対し協力するものとします。

6 前項に基づく調査により、協会が新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対しトラブルの再発防止のために必要な措置を講ずることを求めた場合、新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとします。

#### （商品等の引き渡し）

第 10 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、I C O C A 電子マネー及び地域ポイント取

引を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとし、直ちに商品等の全てを引き渡しまたは提供することができない場合は、利用者へ書面等をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、I C O C A 電子マネー及び地域ポイント取引による商品等の引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合には、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ書面等により協会に申し出、協会の承認を得るものとします。

#### (無効 I C カード等の取扱い)

第 1 1 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、協会から特定の I C カード等を無効とする旨の通知を受けた場合(特定の I C カード等を無効とする旨のデータ(以下「ネガデータ」という)を新見市オリジナル I C O C A 端末が受信した場合を含む)、当該通知によって無効とされた I C カード等の提示者に対して電子マネー及び地域ポイント取引を行ってはならないものとします。また、新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、無効とされた I C カード等について、協会の指示に従った取扱いを行うものとします。

#### (電子的情報の送受信)

第 1 2 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、電子マネー及び地域ポイント取引によって利用者の I C カード等より移転された I C O C A 電子マネーおよびこれに付随する情報を、協会の定める通信手段・手順等により情報処理センター等に移転および送信を行うものとし、またネガデータ等を受信するものとします。

2 前項の通信にかかわる費用は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店の負担とします。

#### (電子マネー取引の精算、取扱手数料)

第 1 3 条 協会は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対し、本条に定める方法により、新見市オリジナル I C O C A 加盟店が、本規約に従って利用者へ新見市オリジナル I C O C A 電子マネーを利用させることにより取得する電子マネー及び地域ポイント取引による売上金額相当の精算金を合算して支払うものとします。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は取扱手数料(利用者との取引代金の決済において電子マネー取引のシステムを利用する対価)として、I C O C A 電子マネー及び地域ポイントの利用による売上金額を合計した金額に、3.0%を乗じ、円未満を切捨てた金額を協会に支払うものとします。

3 協会の新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対する第 1 項の支払いは、当月月初から月末取引分を当月末日締切日として協会に到着した当該電子マネー及び地域ポイントの利用による売上金額の総額より、前項の手数料を差し引いた金額(以下「電子マネー等取引精算金」という)を、翌月末に新見市オリジナル I C O C A 加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、協会が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。振込みにかかる手数料は、協会の負担とします。

4 協会の新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対する電子マネー及び地域ポイント取引精算



金は、協会が直接支払うか、または協会が指定し、事前に加盟店に通知した所定の会社が立替払いをするものとします。

5 新見市オリジナル I C O C A加盟店は、協会から支払通知書が送付された際には、その記載内容を確認するものとし、それに異議がある場合、支払通知書が送付された日から30日以内に協会に申し出るものとします。ただし、支払通知書が送付された日から30日以内に申し出がない場合には、協会は新見市オリジナル I C O C A加盟店が支払通知書の記載内容を異議なく承認したものとみなすことができるものとします。

6 前項の規定にかかわらず、新見市オリジナル I C O C A加盟店に故意または過失がある場合を除き、新見市オリジナル I C O C A加盟店の新見市オリジナル I C O C A端末から協会へ I C O C A電子マネーの移転がなされなかった場合で、かつ協会において新見市オリジナル I C O C A加盟店の新見市オリジナル I C O C A端末に保存されていた記録により当該 I C O C A電子マネーの金額を確認できた場合には、協会は新見市オリジナル I C O C A加盟店に対し、当該確認ができた金額に関する電子マネー取引精算金の支払いを行うものとします。

7 協会に新見市オリジナル I C O C A加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、協会は第3項により支払う代金から当該代金を差し引けるものとします。また、新見市オリジナル I C O C A加盟店から協会へ第3項により支払う代金以外の請求代金がある場合には、協会は第3項により支払う代金と合わせて支払うことができるものとします。

8 前項の場合、協会が新見市オリジナル I C O C A加盟店に支払通知書を送付している場合には、協会はこの支払通知書に前項記載の取扱いを記載するものとします。

(偽造および変造された電子的情報の取扱い等)

第14条 新見市オリジナル I C O C A加盟店は、新見市オリジナル I C O C A端末に移転された電子的情報が、偽造または変造されたものであることが判明した場合、または明らかに偽造または変造されたと判断できる I Cカード等その他 I Cカード等の有効性が明らかに疑わしい I Cカード等を提示された場合には、協会の指定する方法により、協会にその旨を直ちに連絡するとともに、当該電子的情報について、協会の指示に従った取扱いを行うものとします。

2 新見市オリジナル I C O C A加盟店が前項に違反して取引を行った場合、新見市オリジナル I C O C A加盟店は協会に対し当該取引にかかわる売上金額に対応する電子マネー及び地域ポイント取引精算金の支払いを請求することができないものとします。

3 新見市オリジナル I C O C A加盟店が本条第1項に規定する連絡を含む本規約上の義務を遵守した場合には、協会は新見市オリジナル I C O C A加盟店に対し、協会が確認することができる額を限度として、偽造または変造された電子的情報について金銭による補償を行うものとします。ただし、協会が合理的な資料に基づき以下の各号の事実のいずれかを証明した場合には、この限りではないものとします。

(1) 新見市オリジナル I C O C A加盟店または、新見市オリジナル I C O C A加盟店の従業員その他新見市オリジナル I C O C A加盟店の業務を行う者が故意または過失により当該偽造または変造に何らかの関与をした場合

(2) 新見市オリジナル I C O C A加盟店が当該電子的情報の移転を受ける際に、当該電子的情報が偽造または変造されたものであることを知っていた場合、または新見市オリジナル I C O

CA加盟店が重大な過失により当該電子的情報が偽造もしくは変造されたことを知らなかった場合

4 紛失・盗難されたICカード等が使用された場合、または偽造・変造された電子的情報による売上などが発生した場合に、協会が新見市オリジナルICOCA加盟店に対しこれらの状況等に関する調査の協力を求めた時には、新見市オリジナルICOCA加盟店は誠実に協力するものとします。また新見市オリジナルICOCA加盟店は、協会から指示があった場合もしくは新見市オリジナルICOCA加盟店が必要と判断した場合には、新見市オリジナルICOCA加盟店または新見市オリジナルICOCA加盟店の店舗等の所在地を管轄する警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

(返品等の取扱い)

第15条 新見市オリジナルICOCA加盟店は、電子マネー及び地域ポイント取引にあたり、返品その他の理由により利用者との電子マネー取引の取消しを行う場合、利用者に対して当該電子マネー取引による売上金額相当の金員を現金で払い戻すものとします。この場合であっても、新見市オリジナルICOCA加盟店は協会に対して第13条第2項に基づく取扱手数料を支払うものとします。ただし、協会が指定する条件により電子マネーまたは地域ポイント取引を取消す場合には、ICOCA電子マネーまたは地域ポイントを新見市オリジナルICOCA端末から当該取引に使用したICカード等に移転することにより払い戻しができるものとします。

(電子マネー取引精算金の支払いの取消しおよび留保)

第16条 次の各号のいずれかの事由に該当する場合、協会は新見市オリジナルICOCA加盟店に対し、当該電子マネー及び地域ポイント取引にかかる電子マネー及び地域ポイント取引精算金の支払いの義務を負わないものとします。ただし、本項(2)に該当する場合で、協会が当該電子マネー及び地域ポイント取引にかかる電子マネー及び地域ポイント取引精算金の支払いを承認した場合はこの限りではないものとします。

(1) 新見市オリジナルICOCA加盟店から協会へ移転された新見市オリジナルICOCA電子マネー及び地域ポイントが正当なものでない時

(2) 新見市オリジナルICOCA加盟店が、第12条第1項に基づく移転、送信および受信を行わなかった場合

(3) 新見市オリジナルICOCA加盟店が、第8条および第8条の2に違反して電子マネー及び地域ポイント取引を行った時

(4) 新見市オリジナルICOCA加盟店が、第9条第2項に違反して電子マネー及び地域ポイント取引を行った時

(5) 新見市オリジナルICOCA加盟店が、第11条に違反して電子マネー及び地域ポイント取引を行った時

(6) 新見市オリジナルICOCA加盟店が、明らかな不正使用に対して電子マネー及び地域ポイント取引を行った場合

(7) その他新見市オリジナルICOCA加盟店が本規約に違反した時

2 協会が、新見市オリジナルICOCA加盟店に対し前項に該当する電子マネー及び地域ポ

イント取引にかかる電子マネー及び地域ポイント取引精算金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、新見市オリジナル I C O C A 加盟店は直ちに協会の指定する方法により協会に対し当該電子マネー及び地域ポイント取引精算金を返還するものとします。なお、新見市オリジナル I C O C A 加盟店が当該電子マネー及び地域ポイント取引精算金を返還しない場合には、協会は次回以降支払いとなる新見市オリジナル I C O C A 加盟店に対する電子マネー及び地域ポイント取引精算金から当該電子マネー及び地域ポイント取引精算金を差し引くことができるものとします。

3 協会が、第1項各号の事由のいずれかに該当する可能性があると認めた場合には、協会は調査が完了するまで当該電子マネー及び地域ポイント取引にかかる電子マネー及び地域ポイント取引精算金の支払いを留保することができるものとし、協会は当該留保期間中の遅延損害金の支払いを免れるものとします。

4 前項の調査開始より30日を経過後も、第1項記載の各事由のいずれかに該当する可能性があるとして協会が認めた場合には、協会は当該電子マネー及び地域ポイント取引精算金の支払い義務を負わないものとします。なおこの場合においても新見市オリジナル I C O C A 加盟店および協会は調査を続けることができるものとします。

5 前項後段の規定により引き続き調査を行った時点で、当該調査が完了し、協会が当該電子マネー取引にかかる電子マネー及び地域ポイント取引精算金の支払いを相当と認めた場合には、協会は当該電子マネー及び地域ポイント取引にかかる電子マネー及び地域ポイント取引精算金を支払うものとします。

#### (差押の場合の処理)

第17条 電子マネー及び地域ポイント取引精算金の差押、滞納処分等があった場合、協会は当該電子マネー及び地域ポイント取引精算金を協会所定の手続きに従って処理するものとし、協会は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負担しないものとします。

#### (新見オリジナル I C O C A 端末の利用申請・管理)

第18条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、新見市オリジナル I C O C A 端末の設置および利用を希望する際は、本規約を承諾のうえ、協会所定の申込書を提出していただきます。

2 利用申込があった時は、受け付けた順番に従って内容を確認し、審査します。

3 利用申込の際、利用申込書を承諾しないことがあります。

4 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、本規約の各条項及び協会の指示に従い、本機器を善良な管理者の注意をもって、使用、保管することとします。

5 端末の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店の負担とします。

6 端末の分解、解析、改造、改変、転貸、第三者への売却、譲渡、及び担保に供することを行ってはならないものとします。また、対象サービスの利用以外の目的に本機器を使用してはならないものとします。

7 端末に添付されているプログラム（以下「プログラム」といいます。）の全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他プログラムに関する著作権等を侵害す

る行為を行ってはならないものとします。

8 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は端末に、故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を協会に通知するものとします。

9 協会は前項の通知を受領した時点で、当該新見市オリジナル I C O C A 加盟店の端末利用を中止します。

10 通知後速やかに、故障、毀損等の生じた端末を、協会が別途指定する返還方法に従い協会が別途指定する場所に送付することにより返還するものとします。

(情報の収集および利用等)

第 19 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店およびその代表者または協会に新見市オリジナル I C O C A 加盟店契約の申し込みをした個人・法人・団体およびその代表者(以下、併せて「新見市オリジナル I C O C A 加盟店等」という)は、協会が本項(1)に定める新見市オリジナル I C O C A 加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。

(1) 本規約(本申し込みを含む。以下同じ)を含む協会と新見市オリジナル I C O C A 加盟店等との間の加盟申し込み審査および加盟後の管理等取引上の判断の為に、以下の①②③④⑤⑥⑦の新見市オリジナル I C O C A 加盟店等の情報(代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という)を収集、利用すること。

①新見市オリジナル I C O C A 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等新見市オリジナル I C O C A 加盟店等が加盟申し込み時および変更届け時に届け出た事項

②加盟申込日、加盟承認日、端末番号、取扱商品、販売形態、業種等の新見市オリジナル I C O C A 加盟店等と協会の取引に関する事項

③新見市オリジナル I C O C A 加盟店の電子マネー及び地域ポイント取引等の取扱い状況

④協会が収集した新見市オリジナル I C O C A 加盟店等のクレジット利用履歴

⑤新見市オリジナル I C O C A 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項

⑥協会が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項

⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報

(2) 以下の目的のために、前号①②③④の加盟店情報を利用すること。ただし、新見市オリジナル I C O C A 加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、協会は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は協会の指定するお問合せ窓口へ連絡するものとします。)

①協会が本規約に基づいて行う業務

②宣伝物の送付等協会または他の加盟店等の営業案内

③協会の事業(協会の定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発

(3) 本規約に基づいて行う業務を業務代行者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。

2 新見市オリジナル I C O C A 加盟店等は、発行者が行う加盟申し込み審査、加盟後の管理等

取引上の判断、および発行者が I C O C A 電子マネー及び地域ポイントの利用促進に関わる業務に利用するために、協会が J R 西日本に対して本条第 1 項 (1) ①②③(ただし、①のうち代表者の氏名等個人情報を除く)記載の加盟店情報を提供することに同意します。

(加盟店情報の開示、訂正、削除)

第 2 0 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、協会に対して、協会が保有する新見市オリジナル I C O C A 加盟店に関する情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。

(1) 協会への開示請求：協会お問合せ窓口へ

2 登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、協会はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

(加盟店情報の取扱いに関する不同意)

第 2 1 条 協会は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店が加盟申し込みに必要な事項の記載を希望しない場合、または第 1 9 条及び第 2 0 条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第 1 9 条第 1 項 (2) ②に定める営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

(加盟店審査等)

第 2 2 条 協会は、協会に新見市オリジナル I C O C A 加盟店契約の申込みをした者(以下「申込者」といいます)の加盟店審査を第三者に委託することができます。

2 J R 西日本が、新見市オリジナル I C O C A 加盟店を新見市オリジナル I C O C A 加盟店として取り扱うことを不相当と認め、協会に対して拒否する旨の通知をした場合には、協会は、協会所定の方法でその旨を当該新見市オリジナル I C O C A 加盟店に通知するものとします。この場合には、当該新見市オリジナル I C O C A 加盟店は拒否理由の開示を求めることができないものとします。

(契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用)

第 2 3 条 協会が加盟を承認しない場合であっても加盟申し込みをした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第 1 9 条に定める目的(ただし、第 1 9 条第 1 項 (2) ②に定める営業案内を除く)に基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2 協会は、加盟店契約終了後も第 1 9 条に定める目的(ただし、第 1 9 条第 1 項 (2) ②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または協会が定める所定の期間加盟店情報および加盟店契約の終了に関する情報を保有し利用します。

(I C O C A 電子マネー及び地域ポイント取引に関する情報等の機密保持)

第 2 4 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、本規約に基づいて知り得た電子マネー及び地域ポイント取引に付帯する情報、新見市オリジナル I C O C A 端末および付帯設備の規格等

事業に関する情報、利用者のＩＣカード等に関する情報（新見市オリジナルＩＣＯＣＡ固有のカード番号等の情報も含む）ならびに手数料率を含む発行者の営業上の機密を他に漏洩してはならないこと、及び紛失してはならないものとします。

２ 新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店は前項の情報が第三者に漏洩すること、及び紛失することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。

３ 新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店の責に帰すべき事由により、協会に電子マネー及び地域ポイント取引に付帯する情報、新見市オリジナルＩＣＯＣＡ端末および付帯設備の規格等事業に関する情報、利用者のＩＣカード等に関する情報（新見市オリジナルＩＣＯＣＡ固有のカード番号等の情報も含む）ならびに手数料率を含む発行者の営業上の機密に関する漏洩事故、紛失事故等による損害が発生した場合には、協会は新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

４ 本条第１項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合、またはそのおそれがあると認められる場合、新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店は、直ちに協会に連絡するものとし、協会が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び協会が電子マネー及び地域ポイント取引の停止等の措置を講じることを了承するものとします。

５ 新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店は、本条第１項に定める事項につき漏洩、紛失等が生じた場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、協会に当該再発防止策について通知するものとします。なお、新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店は、当該再発防止策に対し協会から指導を受けた場合は、これに従うものとします。

６ 本条第１項ないし第５項の規定は、本規約終了後においても効力を有するものとします。

#### （反社会勢力との取引）

第２５条 新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店及び協会（本条においては、法人である場合には役員、自己の代理人若しくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与するものを含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約するものとする。

２ 新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店は、新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店の店舗等が反社会的勢力に該当しないことを表明・保証するものとする。

３ 新見市オリジナルＩＣＯＣＡ加盟店及び協会は、相手方が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、なんらの催告を要せず、本規約及び本規約に関わる相手方との全ての契約（以下、「本規約等」という。）を解除することができるものとする。

- （１） 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- （２） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （３） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

4 新見市オリジナル I C O C A 加盟店及び協会は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、なんらの催告を要せず、本規約等を解除することができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信頼を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

5 協会は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店が以下の各号の規定に違反した場合には、なんらの催告を要せず、本規約等を解除することができるものとする。

(1) 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店の店舗等が本条第 3 項各号の一に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに店舗等との契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。

(2) 新見市オリジナル I C O C A 加盟店は、新見市オリジナル I C O C A 加盟店の店舗等が、反社会的勢力から第 4 項各号の行為を受けた場合は、これを拒否させるとともに、行為があった時点で、速やかに不当介入の事実を協会に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うものとする。

6 新見市オリジナル I C O C A 加盟店及び協会は、前三項により本規約等を解除した場合、相手方に損害が生じたとしても、これによる一切の損害賠償責任を負わないこととし、また、これにより自ら被った損害の賠償請求を相手方に行うことができるものとする。

(取扱期間)

第 26 条 本規約の有効期間は、1 ヶ年とします。ただし、新見市オリジナル I C O C A 加盟店または協会が期間満了 3 ヶ月前までに新見市オリジナル I C O C A 加盟店・協会いずれか一方から、相手方に対して書面による別段の意思表示がない場合は、本規約はさらに 1 ヶ年間更新し、以後はこの例によるものとします。

(解約)

第 27 条 新見市オリジナル I C O C A 加盟店または協会は、本規約の有効期間中、何時でも 3 ヶ月以上前までに書面をもって相手方に対し予告することにより本規約を解約できるものとします。

2 前項の規定に関わらず、協会は、直前 1 年間に電子マネー及び地域ポイント取引を行っていない新見市オリジナル I C O C A 加盟店について、予告することなく本規約を解約できるものとします。

(契約解除)

第28条 次の各号のいずれかの事由が発生した場合、協会は新見市オリジナルI COCA加盟店に対し催告することなく直ちに本規約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合協会に生じた損害を新見市オリジナルI COCA加盟店は賠償するものとします。

- (1) 第4条に反して費用負担を支払わなかった時
- (2) 協会に届け出ている内容に虚偽の申請があった時及び届出を行わなかった時
- (3) 新見市オリジナルI COCA加盟店が、他の新見市オリジナルI COCA加盟店の電子マネー及び地域ポイント取引精算金に関する債権を買い取って、または他の新見市オリジナルI COCA加盟店に代って、協会に電子マネー及び地域ポイント取引精算金の支払い請求をした時
- (4) 新見市オリジナルI COCA加盟店が、第16条第2項に基づく電子マネー及び地域ポイント取引精算金の返還を怠った時
- (5) 新見市オリジナルI COCA加盟店が、第24条第1項または第2項に違反した時
- (6) 新見市オリジナルI COCA加盟店または、新見市オリジナルI COCA加盟店の従業員その他新見市オリジナルI COCA加盟店の業務を行う者が第3条第9項の規定に違反した時
- (7) 新見市オリジナルI COCA加盟店が、前6号のほか本規約の各条の一に違反した時
- (8) 新見市オリジナルI COCA加盟店が、自ら振り出した手形・小切手が不渡りになった時、およびその他支払い停止となった時
- (9) 新見市オリジナルI COCA加盟店が、差押え・仮差押え・仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けた時、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申し立てを受けた時またはこれらの申し立てを自らした時、合併によらず解散した時
- (10) 前2号のほか新見市オリジナルI COCA加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき協会が判断した時
- (11) クレジットカード会社等との取引にかかわる場合も含めて、新見市オリジナルI COCA加盟店が信用販売制度または前払式支払制度を悪用していると協会が判断した時
- (12) 新見市オリジナルI COCA加盟店申出の店舗所在地に店舗が存在しない時
- (13) 新見市オリジナルI COCA加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると協会が判断した時
- (14) 架空の売上債権にかかわる売上金額の支払い請求、その他新見市オリジナルI COCA加盟店が不正な行為を行ったとき協会が判断した時
- (15) 新見市オリジナルI COCA加盟店が協会の信用を失墜させる行為を行ったとき協会が判断した時
- (16) その他新見市オリジナルI COCA加盟店が加盟店として不適当と協会またはJR西日本が判断した時

(契約終了後の処理)

第29条 新見市オリジナルI COCA加盟店の地位を喪失した場合、新見市オリジナルI COCA加盟店はその後利用者に対して電子マネー取引を行う等、一切のI COCA電子マネー及び地域ポイントによる取扱いをしてはならないものとします。

2 第27条または第28条により新見市オリジナルI COCA加盟店の地位を喪失した場合、



契約終了日までに行われた電子マネー及び地域ポイント取引は有効に存続するものとし、新見市オリジナルI COCA加盟店および協会は、当該電子マネー及び地域ポイント取引を本規約に従い取扱うものとし、ただし、新見市オリジナルI COCA加盟店と協会が別途合意をした場合はこの限りではありません。

3 新見市オリジナルI COCA加盟店は本規約が終了した場合には、直ちに新見市オリジナルI COCA加盟店の負担においてすべての新見市オリジナルI COCA加盟店標識をとりはずし、協会が新見市オリジナルI COCA加盟店に交付した取扱関係書類ならびに印刷物（販売用具）の一切をすみやかに協会に返却するものとし、なお、新見市オリジナルI COCA端末については、新見市オリジナルI COCA加盟店は協会の指示に従い返却するものとし、

（本規約に定めのない事項等）

第30条 新見市オリジナルI COCA加盟店は、本規約に定めのない事項については、協会が別に定める取扱要領等に従うものとし、

2 本規約の内容は、本規約発行以前に新見市オリジナルI COCA加盟店契約に関し新見市オリジナルI COCA加盟店および協会が締結した全ての契約に優先して適用されるものとし、

（準拠法）

第31条 新見市オリジナルI COCA加盟店と協会の諸規約に関する準拠法はすべて日本法とします。

（合意裁判所）

第32条 新見市オリジナルI COCA加盟店と協会との間で訴訟の必要が生じた場合は、協会の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

（規約の変更）

第33条 協会が本規約の変更内容を通知または公告した後において新見市オリジナルI COCA加盟店が利用者に対し電子マネー及び地域ポイント取引を行った場合には、新見市オリジナルI COCA加盟店は新しい規約を承認したものとみなすものとし、